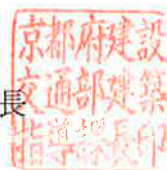


2 建築第 883 号  
令和 2 年 10 月 21 日

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部  
本部長 坊 雅勝 様

京都府建設交通部建築指導課長



賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部施行等について

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下「法」という。）が令和 2 年 6 月 19 日に公布され、法の一部規定について同年 12 月 15 日から施行される旨、令和 2 年 10 月 16 日付け事務連絡で、国土交通省不動産・建設経済局参事官から情報提供がありました。これに併せ、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令及び賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則が同日付で施行されることとなります。なお、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の解釈・運用の考え方や、サブリース事業に係る適正な業務のためのガイドラインについては、既に公表されております。

法による特定賃貸借契約の適正化のための措置等の規制は、法第 2 条第 5 項に規定される特定転貸事業者及び法第 28 条に規定される勧誘者に該当する場合に適用されますので御承知いただくとともに、加盟業者に周知いただきますようお願いいたします。なお、法違反の疑いがある場合は、国土交通省又は地方整備局等を御案内いただきますようお願いいたします。

担当 建築指導課宅建業係  
TEL 075・414・5343  
FAX 075・451・1991

事務連絡  
令和2年10月16日

各都道府県 宅地建物取引業法 担当者 殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官

### 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行等について

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「法」という。別紙1参照。）が令和2年6月19日に公布され、法の一部の規定については、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和2年政令第312号）に基づき同年12月15日から施行されます。また、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令（令和2年政令第313号。別紙2参照。）及び賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和2年国土交通省令第83号。別紙3参照。）が同年10月16日に公布され、同年12月15日に施行されます。これに併せ、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の解釈・運用の考え方（令和2年10月16日国不参第22号）について、別紙4のとおり、各地方支分部局主管部長あて通達するとともに、サブリース事業に係る適正な業務のためのガイドライン（令和2年10月16日国不参第21号。別紙5参照。）を公表しているところです。

法第2条第4項に規定する特定賃貸借契約については、同条第5項に規定する特定転貸事業者だけでなく、建設業者、不動産業者、金融機関等の様々な者が関係することがあり、法では、これらの者が法第28条に規定する勧誘者に該当する場合、法による特定賃貸借契約の適正化のための措置等の規制に服することとなることから、貴都道府県消費者関係部局はもとより、これらの関係部局に広く周知いただきますようお願い致します。また、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法において、その業務に関し他法令に違反した場合には監督処分の対象となること等からも、貴都道府県におかれましても法の内容について十分御理解いただきますよう、お願い致します。